

第九十六回国会 衆議院 内閣委員会 議 録 第 二 号

昭和五十七年二月八日(月曜日)委員長の指名で、次のとおり小委員及び小委員長を選任した。

同和対策に関する小委員

愛野興一郎君 有馬 元治君
上草 義輝君 小渡 三郎君
木野 晴夫君 佐藤 信二君
塚原 俊平君 上田 卓三君
矢山 有作君 鈴木 康雄君
永末 英一君 中略 雅弘君
橋崎弥之助君

同和対策に関する小委員長

佐藤 信二君

恩給等に関する小委員

愛野興一郎君 狩野 明男君
亀井 善之君 田名部匡省君
吹田 梶君 宮崎 茂一君
山崎 拓君 岩垂壽喜男君
渡部 行雄君 市川 雄一君
小沢 貞孝君 榎 利夫君
橋崎弥之助君 山崎 拓君

恩給等に関する小委員長

山崎 拓君

昭和五十七年二月二十三日(火曜日)

午前十一時五分開議

出席委員

委員長 石井 一君
理事 愛野興一郎君 理事 佐藤 信二君
理事 田名部匡省君 理事 塚原 俊平君
理事 山崎 拓君 理事 岩垂壽喜男君
理事 上田 卓三君 理事 渡部 行雄君
理事 小沢 貞孝君
理事 有馬 元治君 上草 義輝君
理事 小渡 三郎君 狩野 明男君

委員の異動

一月二十五日

辞任

竹中 修一君

神田 厚君

二月二日

辞任

上草 義輝君

同日

辞任

藤本 孝雄君

補欠選任

宮崎 茂一君

永末 英一君

補欠選任

藤本 孝雄君

同日

補欠選任

上草 義輝君

同日

補欠選任

上草 義輝君

出席政府委員

吹田 愷君 細田 吉藏君
宮崎 茂一君 上原 康助君
矢山 有作君 榎 利夫君
中略 雅弘君 橋崎弥之助君
外務大臣 櫻内 義雄君
外務大臣 初村 瀧一郎君
外務大臣 田邊 國男君
外務大臣官房長 伊達 宗起君
外務大臣官房審議官 松田 慶文君
外務省北米局長 淺尾新一郎君
外務省経済局長 深田 宏君
外務省条約局長 栗山 尚一君
外務省国際連合局長 門田 省三君
外務大臣官房調査企画部長 秋山 光路君
内閣委員会調査室長 山口 一君

委員外の出席者

外務大臣官房調査企画部長 秋山 光路君
内閣委員会調査室長 山口 一君

辞任

中略 雅弘君

同日

辞任

三谷 秀治君

同日

辞任

三谷 秀治君

同日

辞任

鈴木 康雄君

同日

辞任

坂井 弘一君

同日

辞任

坂井 弘一君

同日

辞任

坂井 弘一君

同日

辞任

坂井 弘一君

同日

辞任

坂井 弘一君

同日

辞任

坂井 弘一君

同日

辞任

坂井 弘一君

同日

辞任

坂井 弘一君

同日

辞任

坂井 弘一君

同日

辞任

補欠選任

三谷 秀治君

同日

補欠選任

中略 雅弘君

同日

補欠選任

坂井 弘一君

同日

補欠選任

坂井 弘一君

同日

補欠選任

坂井 弘一君

同日

補欠選任

坂井 弘一君

同日

補欠選任

坂井 弘一君

同日

補欠選任

坂井 弘一君

同日

補欠選任

坂井 弘一君

同日

補欠選任

坂井 弘一君

同日

補欠選任

坂井 弘一君

同日

補欠選任

坂井 弘一君

同日

補欠選任

坂井 弘一君

同日

補欠選任

二月四日

徴兵制反対、非核三原則法制定等に関する請願

(中略雅弘君紹介)(第一九二号)

同(養輪幸代君紹介)(第一九二号)

北海道東北開発公庫の存置に関する請願(小沢一郎君紹介)(第三四二号)

同(栗山明君紹介)(第三四三号)

同(栗山明君紹介)(第三四三号)

同(栗山明君紹介)(第三四三号)

同(栗山明君紹介)(第三四三号)

同(栗山明君紹介)(第三四三号)

同(栗山明君紹介)(第三四三号)

同(栗山明君紹介)(第三四三号)

同(栗山明君紹介)(第三四三号)

同(栗山明君紹介)(第三四三号)

同(栗山明君紹介)(第三四三号)

同(栗山明君紹介)(第三四三号)

同(栗山明君紹介)(第三四三号)

同(栗山明君紹介)(第三四三号)

同(栗山明君紹介)(第三四三号)

同(栗山明君紹介)(第三四三号)

同(栗山明君紹介)(第三四三号)

同(栗山明君紹介)(第三四三号)

同(栗山明君紹介)(第三四三号)

同(栗山明君紹介)(第三四三号)

同(栗山明君紹介)(第三四三号)

同(栗山明君紹介)(第三四三号)

同(栗山明君紹介)(第三四三号)

同(栗山明君紹介)(第三四三号)

同(栗山明君紹介)(第三四三号)

同(栗山明君紹介)(第三四三号)

同(栗山明君紹介)(第三四三号)

同(栗山明君紹介)(第三四三号)

同(栗山明君紹介)(第三四三号)

同(栗山明君紹介)(第三四三号)

同(栗山明君紹介)(第三四三号)

同(栗山明君紹介)(第三四三号)

同(栗山明君紹介)(第三四三号)

同(栗山明君紹介)(第三四三号)

同(栗山明君紹介)(第三四三号)

同(栗山明君紹介)(第三四三号)

辞任されておりますので、現在理事が三名欠員となつております。その補欠選任につきましては、先例によりまして、委員長において指名いたしました存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石井委員長 御異議なしと認めます。よつて

田名部臣省君 渡部 行雄君
及び 市川 雄一君
を理事に指名いたします。

○石井委員長 次に、内閣提出、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、労働省設置法の一部を改正する法律案、地域改善対策特別措置法案の各案を議題といたします。

順次趣旨の説明を求めます。櫻内外務大臣。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○櫻内外務大臣 ただいま議題となりました在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について御説明いたします。

改正の第一は、在外公館の設置関係であります。今回新たに設置しようとするのは、大使館一館であります。これは、東欧のアルバニア人民共和国に設置するものであり、他の国に駐在するわが方大使をして兼轄させるものであります。昨年三月わが国は同国と外交関係を設定したものであります。

改正の第二は、現在米国にあるアンカレッジ領事館を総領事館に昇格させるものであります。改正の第三は、これらの在外公館に勤務する在

外職員に在勤基本手当の額を定めるものであります。

改正の第四は、最近の為替相場の変動、物価上昇等を勘案して既設の在外公館に勤務する在外職員に在勤基本手当の額を改定するものであります。最後の改正点は、研修員手当の額を改定するものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○石井委員長 次に、初村労働大臣。

労働省設置法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○初村労働大臣 ただいま議題となりました労働省設置法の一部を改正する法律案の提案理由とその概要を御説明申し上げます。

現在わが国においては、かつて西欧諸国が経験したことのない急速な人口の高齢化が進み、二十世紀初頭には世界に類を見ない高齢化社会となることが確実となつてきております。このように、今後高齢化社会が急速に進展する中で、引き続きわが国社会の活力を維持し、発展させていくためには、高齢者の生活の安定を確保していくための担い手として活動し得る環境を整備していくことが不可欠であり、そのためには雇用就業対策の面においても、それぞれの高齢者の体力、能力等にに応じた多様な確実な施策を積極的に推進していくことがきわめて重要な課題となつてきております。

労働省といたしましても、従来から、行政の最重要課題として、定年延長の促進等高齢者に対する施策を推進してきてところでありますが、今後の高齢化社会の進展に適切に対応した施策を一層強力に展開していくためには、組織体制の面にお

いても整備を図ることが急務となっております。

この法律案は、このような考え方に基つき、労働省職業安定局に高齢者対策部を設置し、今後の高齢化社会における雇用失業情勢の的確な把握と見通しの上で立て、定年延長、継続雇用等の雇用の延長の促進、高齢者の再就職の援助、さらには高齢者の多様な就業希望に応じた就業機会の確保等の施策を総合的、一元的に推進しようとするものであります。

なお、高齢者対策部の設置に伴い、失業対策部を振りかえて廃止することとし、その事務は、失業対策事業就労者が高齢化しているという事情等にもかんがみ、高齢者対策の一環として対応することが適切であるとの観点から高齢者対策部において所掌することとしたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願いいたします。

○石井委員長 次に、田邊総理府総務長官。

地域改善対策特別措置法案
〔本号末尾に掲載〕

○田邊総務長官 ただいま議題となりました地域改善対策特別措置法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

御承知のように、現行の同和对策事業特別措置法は、昭和四十四年に十年間の限時法として制定され、さらに三年間の期限の延長が行われたものであります。本年三月末日をもって、その有効期限が経過しようとしております。

顧みますと、同和对策事業特別措置法施行後十三年間にわたる関係施策の推進の結果、生活環境、産業基盤の改善整備を初めとして、地域住民の生活状況の改善向上には見るべきものがあり、また、国民のこの問題に対する理解度も高まつて

きております。

しかしながら、現在なお生活環境、産業基盤の改善整備等について残された問題も少なくないこと等から、これら問題の早期解決を目指して、今後とも引き続き、日本国憲法の理念のつとめ、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域について生活環境の改善、産業の振興等に関する事業を円滑に実施するために必要な特別の措置を講ずることにより、当該地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的としてこの法律案を提案することとした次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、対象地域について実施する地域改善対策事業の範囲及びその内容を明らかにするため、これを具体的に政令で定めることとしたしております。

第二に、地域改善対策事業の円滑な実施を図るため、国及び地方公共団体並びに国民の責務を定めるとともに、同事業の推進に当たり配賦すべき事項を定めることとしたしております。

第三に、現行の同和对策事業特別措置法における地方公共団体の財政負担を軽減するため特別の措置を講ずることとし、同事業に係る国の負担または補助については、原則として予算の範囲内で三分の二の割合をもって算定するものとする。とともに、地方公共団体の起債について特例を設け、その元利償還金を地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入することとしたしております。

第四に、本問題の早急な解決を図るため、この法律の有効期間を五年間とする。現行の同和对策事業特別措置法の失効に伴い必要な経過措置等を設けることとしたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛同あ

らんことをお願いいたします。
○石井委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○石井委員長 これより、内閣提出、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律の一部を改正する法律案について質疑を行います。

○山崎(拓)委員 ただいま提案されましたいわゆる在勤法について御質問を申し上げます。

わが國は、申すまでもなく、國際社会の中で孤立して生きていくことのできない國であります。また、これだけの經濟大國になりました以上は、應分の國際社会に対する貢獻をなしていかなければならぬという点も言うまでもないことだと存じます。さらに、総合的安全保障の見地から考えますと、つまりこれだけの經濟大國になったということとを申し上げましたが、せっかくの繁榮というものを、私どもは平和と安全を確保しながら、これをさらに一層よい方向に築き上げていかなければならぬというところであります。そういう見地から、総合的安全保障政策の中で非常に大きな役割りを果たしていきまます外交努力の分野について、これからさらに一層の充実をさせていかなければならぬと私どもは考えるわけでございます。

今回提案されましたこの改正案も、そういう意味でのいわゆる外交実施体制の強化の一環をなすものである、かように認識をいたしますが、外務省として外交実施体制の強化充実を今後どのように考えておられるのか、まずその点から質問に入りたいと存じます。

○櫻内閣務大臣 いま世界では百六十数カ國の國があると思ふのであります。日本がこれらの諸國と友好親善の体制を強化していく必要は絶対にあります。そういうことを考えますときに、現在の日本の外交体制は率直に申し上げます

て十分とは言えないところがござります。そういうことから、近年五千人体制強化ということも申し上げまして、毎年の予算の折には、これらの点につき皆様の御協力をちょうだいしておるようなわけでござります。今後、山崎委員のおっしゃるのとおり外交体制の強化こそが、これが日本に課せられておる総合安全保障の一環でもある、このように踏まえておる次第でございまして、これがために先般の本会議における外交演説の際にもこのことを強調した次第でございまして、山崎委員からどういふような体制、措置をとるのだ、こういうお尋ねがありますれば、官房長から逐次御説明をいたさせます。

○山崎(拓)委員 ただいま外務大臣の御答弁の中で、外交体制は必ずしも十分でない、五千人の体制強化を考へてゐるという趣旨のお話でございしました。確かに、外交は人がやるものでございしますから、人員の増強と申しますか定員の増強ということは大変重要な事柄であると考えます。そこで、戦前のわが國の外交体制と今日のわが國の外交体制、今日の方が弱体化しているという定評があるわけでございしますが、それを人員の面で見れば場合にどういふことになつておるのか、その点をお伺いしたいと思ひます。

○伊達政府委員 お答え申し上げます。ただいま戦前の外交人員と戦後の外交人員との比較においてどのような状態であるかというお尋ねでございますが、ここに、一つの統計資料でございしますけれども、昭和十五年には本省の定員が千六百九十六人、在外の定員が千六百六十六人、合計三千三百六十二名という統計がございします。これが、戦後、外交が再開いたしましたから私どもも外交実施体制の強化ということ而努力をいたしましたし、また独立國の数も戦前に比較いたしました大變ふえておりますので、在外の定員というのは逐次伸びてきております。五十六年におきましては、二千二人というのが在外の定員でございまして、約九百人ぐらゐ戦前と比べて伸びているわけでございします。ところが、昭和五十六年におき

ます本省の定員は千五百五十八名でございまして、これに五十七年度認められました七名を加えますと千五百六十五名ということとでございまして、先ほど申し上げました昭和十五年の千六百九十六人と比較いたしますと、ふえるよりはむしろ若干減つてゐるということとでございします。

なお、付言いたしますと、実は戦後の昭和三十八年に本省の定員が千五百八十五名おりました。それ以降、政府のいわゆる定員削減の方針に従ひまして本省定員は逐次減らしてございまして、今回、先ほど申し上げたように七名認められまして、もなお千五百六十五名ということとで、三十八年の本省定員にも満たない、こういう状況でございします。

○山崎(拓)委員 ただいま伺いますと、人員の面でも、これだけ國際社会が複雑化してまいりました。一層外交機能を強化しなければならぬときに、逆方向になつておるといふ認識を持つのであります。これから私どもも大いにバックアップしてまいりたいと思ひますが、さらに一層の外務省の努力をお願いしたいと思つております。

そこで、私は国会に出ましてからまだ十年目でございしますが、この間にさまざまな國際情勢の激動がございました。たとえば第四次中東戦争等々あったのでございしますが、大変申し上げにくい点もあるのですけれども、そのときどきの情勢を外務省が的確に把握してまいって適切な対処ができたかどうかという点は、率直に申し上げて、必ずしもそうとは言えなかつたという印象を私は持つておるのでございします。これは外務省としてはどうお考えになつてゐるかわかりませんが、いずれにいたしましても、もう少し的確に情報収集を事前に十分やらなければならぬ。

たとえば、私はアラブ問題、この石油諸國の問題について関心を持っておりますが、どうもアラブ外交を見ておりました、第四次中東戦争が起りました後いわゆる石油ショックが発生をいたしました、その後、アラブ産油國に対します外交に力を入れていくようになった、そういう経緯だ

と思ふのですが、これではいわゆる油ごい外交というふうに指摘されてもいたし方がない。そういうわだちを今後踏まないように十分事前に情勢を把握していくということが、そういう國際社会における誤解を生まない非常に大事なポイントだと思ふので、情報収集の強化の方策についてどのように考えておるか、御質問申し上げます。

○伊達政府委員 お答え申し上げます。

先生もおっしゃいましたように、まさに情報の迅速かつ的確な収集というものは、私ども外交に携わる者にとりましては必要不可欠のこととでございします。私どもも情報を的確に把握しようということとで日夜努力をいたしておるわけでございします。残念ながら、先ほど申し上げましたように、在外公館及び本省におきます人手不足の事情からいたしまして、なかなか思うようにまいつておらないということは申し上げざるを得ないわけでございします。

ただ、ここで申し上げたいのは、私も外務省に勤めましてから三十年になるわけでございしますけれども、当初、外交再開以来の努力と申しますか、それは目覚ましいものがございまして、現在、毎日毎日各地の在外公館から参ります情報というものは非常に密度の濃い、また数も多量なものとなつてきておりまして、もはや三十年前と同じの談ではないといふふうなこともある程度申し上げられると思つてございします。

そこで私どもは、今後の問題といたしましては、この豊富な情報というものをどのように分析し、どのように蓄積し、また必要あるときにそれを引き出してゐるか、そして國際情勢判断の材料として使えるかというところが一番問題となつてくるのではないかとこのように考えております。このためには機械化の問題もございしますし、また分析の専門家の育成ということもございします。それらのことを考えまして、今後の努力を傾けていきたいと思つております。より一般的に申し上げますと、職員訓練、つまり

在外におります情報担当官の訓練、これが必要でございまして、それからそのための研修の内容の充実ということも必要でございまして、また、在勤期間が平均いたしますと二年ちょっとになっておりますけれども、これなども、よく言われることでございまして、やはり情報は人と人との関係でございまして、在勤期間を長くすることによって、その顔のつながりによる情報源の開拓というものは情報源からの情報の収集の円滑化を図るということを考えておまして、この五十七年度の予算につきましては、一つの柱といたしまして、在勤期間を、平均でございましてけれども三年に延長する、三年在勤期間の実現を目指すということも打ち出しているわけでございまして、

またそのほかにも、人員の適正配置ということも必要でございまして、この人手の足りないときでございまして、全部の公館に情報担当官を置くことはできないわけでございまして、一つのアイデアといたしまして広域担当官というようなアイデアも五十七年度の予算では打ち出しまして、ある地域におきます主要な公館に情報担当官を増強して派遣する、そしてその情報担当官は、当該国のみならずその広域な地域を巡回する、また必要に応じて出張し、その地域にある情報ソースの開拓及び情報の収集に努めるというようなことも図っているわけでございまして、以上のようなことを総合いたしまして情報収集機能をさらに拡充したいと思っておりますので、先生、皆様の御援助、御助力もお願いする次第でござい

す。

○山崎(拓)委員 たいだいまの御答弁によると、情報の密度というものは大変濃くなっているというお話で、そうであれば大変結構なんでありまして、ただ先ほど申しましたように、諸外国の情勢の変化に付いては私には必ずしも評価していません。そこで、在外公館勤務の年限を三年に延長するという御答弁もございましたが、それはそれで意義があると思うのですが、しかし御答弁の中にも

出てまいりましたように、その当該国の政治の中心なりあるいはその国のことを本当に理解するための人脈、的確な情報を得るための人脈というものを一つとていくことが必要だということは確かにそのとおりで、それはやはり英語で外交をやる人材ではなくて、その国の言葉で外交をやる人材というものをキャリア外交官以外にきちんと養成していく必要があるというふうに私は考えるのです。でありますから、それは三年でぐるぐる回すという話とはちょっと違うわけですね。その点についてはどう考えておるかということが一点、御質問申し上げます。

それから、わが国の商社機能というのは、これはわが国特有のものであります。これはすばらしいものを持っておるんで、われわれが外国に行きましたときに商社から得る情報というのは、後で振り返ると、なるほど正しかったということが多々あるんです。そういう意味で、せっかく商社が全世界に根を張っておりますし、あるいはまたジェットロもこれについては協力体制にあるわけでございますが、そういう機能もこの人員不足の中のできるだけ有効に活用するということが重要な姿勢だと考えるのですが、その点についてどういう認識を持っておられるか、二つの点をお伺いいたします。

○櫻内国務大臣 官房長から御説明を申し上げ、また山崎委員の御指摘のように、情報収集能力が現状で十分かどうかということでありまして、これはもう強化すればするほどそれだけの効果は当然あるわけでございまして。外務省自体としての強化策もいろいろお願いをしておるわけであります。が、お話のような在外商社の機能を利用するとか活用するとか、ジェットロとの緊密な連絡は言うまでもないことと思いますが、いろいろな面で情報活動を肉づけしていく、それは私としても大変重要なことであるというふうに認識しております。外務省本省におきましても、産業界の有力な方々と時折懇談をいたしまして、私の方から一般的な諸情勢を申し上げて参考にするにとともに、また御

意見も徴するというような工夫もいたしておるわけでありまして。

特に先般のポーランドの事態からいたしますと、通信についての管制がしかれて、直接な情報とれないというようなことから、日本の大使館での無線網というようなもの、こういうようなものを当然考えるべきじゃないか、そういう御意見も国会でちょうどいいたしました。そしてそれは大変重要なことと、われわれとしてぜひお願いをしたいということで、郵政省の方にも連絡をとっておるわけでございますが、いづれにいたしましても、情報収集の機能をあらゆる面で強化していくということは、これはもう外務省としての当然の仕事である、このように思っています。

○伊達政府委員 先生の御質問の第二の点につきましては、いま大臣からお答え申し上げたとおりでございますが、第一の点、つまり語学の重要性という点につきましてはお答え申し上げます。

当然のことながら、特殊語学と申しますか、いわゆるスワヒリ語その他各地域にありますが少数の国で使われておる言葉というものに精通いたしました専門家の養成というものは、情報の収集にとって欠くべからざるものでございまして。

そこで、私どもは昭和五十一年までございましたいわゆる中級試験と、それからもう一つ、語学研修員試験というものを統合いたしまして、五十二年度から専門職員試験というものを設けました。そこで特殊語学の者を採用すると同時に、またわれわれが欲するところの特殊語学の研修者が合格者の中にいないときには、それらの者に研修を施しまして、特殊語学の専門家を養成することに努めておりますし、またそれらの者をそれぞれの国へ派遣いたしまして、その地域の専門家となるように、人事配置上考慮をするということをしております。

そこで、若干数字のあれでございまして、一応の数字を申し上げますと、英語、フランス語、ドイツ語、中国語、スペイン語、ロシア語

ぐらいいは、これは通常の言葉でございまして、アラビア語で申しますと、現在五十七名のアラビア語専門家がおります。以下、韓国語につきまして十八人、モンゴル語につきまして五人、ヒンディー語につきまして九人、ベトナム語につきまして四人、ウルドゥー語につきまして七人、シンハラ語につきまして四人、インドネシア語十四人、ベトナム語十二人、カンボジア語三名、タイ語十一人、ビルマ語四名、タガログ語三名、マレー語五名、ラオス語四名というようにございましております。もちろん私もこれだけで足りているということをお断言申し上げておるわけではございませんで、今後ともこの拡充強化に努めてまいりたいと思っております。

○山崎(拓)委員 そこで、法案の中身について少し御質問申し上げますが、今回大使館を設置されようとするアルバニア人民共和国と国でありまして、確かに、アルバニアという国は日本にとりましてきわめて閉鎖的な国になっているということは承知をいたしておりました。しかし、大使館すら設置されていなかったということ、私は、不敏にして知らなかったわけでありまして、今回設置をすることになった経緯等につきまして御説明いただきたいと思っております。

○伊達政府委員 お答え申し上げます。わが国とアルバニアとの関係でございまして、戦後、貿易関係も非常に小さいという上に人的交流もほとんどございせん。一言で申しますれば関係が希薄であったということでございまして、アルバニアとの外交関係設定の問題が具体的な日程には直には上らなかつたということでございまして。

実は、昭和四十八年に日本側から外交関係設定のお話をアルバニア側に申し入れたわけでございまして、アルバニア側も一応それを受け入れまして話が続いていたわけでございまして、実際に交渉も余り活発に行われることもなく、実態上の必要もなかつたせいもございまして、断続しながらその交渉が行われておつたということで

ざいます。そこへ、昨年三月に至りまして、ここに再び外交関係を設定しようという合意が成立いたしましたので、今回この法律にお願いいたしましてアルバニアに大使館を設けるということとした次第でございます。

○山崎(拓)委員 次に、アンカレジ領事館を総領事館に昇格させる理由について御説明してください。

○伊達政府委員 アンカレジはアメリカのアラスカ州にございます。在留邦人、日系人合わせまして約千二百人おります。そしてその人たちは大体アンカレジ市及びその周辺に住んでいるわけでございます。また、産業的に申しましてもアラスカ州は漁業、林業、貿易等を通じて日本と大変深い関係にございます。水産加工、パルプ、木材、天然ガス関係等の日本からの進出企業というものも三十五という数に至っているわけでございます。

こういうふうにとの関係がだんだんと拡大してまいりましたので、アンカレジ領事館の取り扱う事務というのは年々ふえて複雑多岐なものとなつてきておりますし、かつまた事務量もふえてきている、こういう事態に対応いたしますために、この際、アンカレジ領事館を総領事館に昇格させ、総領事を配置することによりまして館務の充実を図ることが必要であるというふうに考えられたのでございます。

○山崎(拓)委員 改正の第三点は、在外職員在勤基本手当の額を定めるものとなっております

が、この給与に関する改正の内容につきまして御説明いただきたいと思ひます。

○伊達政府委員 お答え申し上げます。

今回、法律の基準額というものを改定いたしましたわけでございますけれども、前回の法律基準額を改定いたしましたのが昭和五十六年度でございましたけれども、その後各在外公館の所在国におきます実質生計費指数が変動いたしております。また本俸も改善されておりますので、本俸の改善額等の様子を勘案いたしまして検討いたしました結果、多くの公館におきまして法律基準額そのものを改定することが必要ないし適当であると考えられたために、今回御提出申し上げました法律のように別表の法律基準額を全面的に改定することといたしました。また、政令支給額につきましても、改定後の法律基準額を基準にいたしましたので、所要の全面的改定を行うこととしたものでございます。

数字を申し上げますと、この改定の結果、五十七年度の支給額につきましては、最近の世界的なインフレ傾向等を反映いたしまして、五十六年度の支給額との対比におきましては、若干の例外はございますけれども、ほとんど全公館が増額の対象となつておりまして、全公館平均で約七・六％の増額改定ということになっております。

○山崎(拓)委員 せっかくの機会でございますから、外務大臣にお伺いをいたします。

外交方針なるものは国際情勢をどう認識するかによって樹立されるべきものである、かように考

えます。

そこで、一九八〇年代の国際情勢と申し上げますか
国際軍事情勢というふうにしほつて申し上げますか
いいと思うのですけれども、一九七〇年代はデタ
ントの時代、緊張緩和の時代だと今日まで定義つ
けられてきたと言つていいと思ひますが、一九八
〇年代はそれではデタントの時代は終えんを告げ
て新しい東西対立の時代に入った、そういうふう
な認識で正しいかどうか、その点をお伺いしたい
と思ひます。

○櫻内閣務大臣 一九八〇年代のデタントとい
うことでございますが、残念ながらデタントの間ソ
連においては相当軍事力の強化をしてまいつたと
思ふのであります。そういうことで、現状では東
西の相互軍事勢力は大体均衡がとれておると見ら
れますけれども、しかし核戦力の面におきまして
は、ヨーロッパにおいてはソ連側が非常にまきつ
ておるといふように言われております。それか
ら、先般のアメリカにおける国防報告をござんい
ただきまして、八〇年代中葉にはこのまま放置
しておくとも東西勢力がバランスを失うんじやない
かというふうなことも触れられておると思ふので
あります。要は、東西間の勢力が均衡が保たれて
おるといふこと、これがもし破れるようなことが
あれば、そこに非常に不安定要素を醸す、こうい
うことだと思ふのであります。

そこで、昨年のオタワ・サミットにおける西側
先進諸国の話し合いを見ましても、ソ連の軍事勢
力の増強を非常に心配をしておる、そしてできる

だけ均衡を低いレベルに持つていこう、こういう
動きが現にあると思ふのであります。現在、アメ
リカが強いアメリカとして相当軍事費の増強に相
努めてはおりますけれども、一方におきましては
ソ連との間の対話をしよう、こういうことで、昨
年の十一月三十日を皮切りにいたしまして、中距
離核戦力の削減交渉に入つておる、あるいはその
ほかの戦術兵器の削減もしようではないか、こう
いう動きも他面にはあるわけでございますが、私
どもとしては、できるだけ低いレベルの均衡で、
そして安定の保たれることを望んでやまないのが
現状の見方でございます。

○山崎(拓)委員 外務大臣の御答弁の中で、今日
米ソの軍事バランスは均衡状態にあるというお話
があつたわけでございますが、そうであるとする
ならば、一九六二年のキューバ事件のときと一九
七九年のアフガニスタン事件のときの米側のソ連
への警告に対するソ連側の対応がまるきり違つて
きておるといふことは、一体どういう背景なのか
という点についてお伺いしたい。そこには重大な
軍事バランスの変化があつたのではないかという
のが常識的な見方になっておるのでございませ
うが、その点についてどう考えるか、御答弁願ひ
たいと思ひます。

○秋山説明員 お答えいたします。

ただいま先生御指摘のとおり、一九六二年のキ
ューバのときは、米国の圧倒的な核戦力のもとに
ありましてソ連は御存じのような対応をしたわけ
であります。七〇年代のアフガニスタンの場合

におきましては、六〇年代からいわゆるデタントの時代にソ連が軍事力の増強を行ひまして、こういう軍事力を背景にしましてアフガンに進出した、いわゆる軍事力の増強がその大きな力になったというふうに見てよろしいかと存じます。

○山崎(拓)委員 そういふことであるとするならば、外務大臣がお話しされました、今日核戦力を含めまして米ソの軍事バランスが均衡状態に入つたといふこと、外務大臣は、特に欧州におきまして戦域核兵器の問題でソ連が、SS20の二百数十基の配備のことをお取り上げになつたと思ひますが、むしろ優位に立っているといふコメントもございましたし、そういうことが実は重大な軍事バランスの変化なのだ、それがたゞいまの答弁のように、要するにソ連のアフガニスタンに対する行動のバックグラウンドにある、こういうことだと思ふのです。

加えて、外務大臣のお話のように、一時的にはソ連が今後軍事力におきまして、まあ軍事力と申しますと通常兵器のレベルもございまして、核兵器には戦術、戦域、戦略、それぞれのレベルがあるかと思ひますが、きょうは詳細な点を議論をいたしませんけれども、一時的にはソ連がリードする可能性があり得るという認識を示されたわけでございます。

そういう情勢下にありまして、自由主義陣営の有力な一國であるわが国といたしましていかなる対応をなすべきか、いかなる対応を迫られていのかという点についてお伺いしたいと思ひます。

○櫻内国務大臣 日本にとりまして、外交による平和と安定を望むといふことは、最も肝要なことだと思ふのであります。東西の勢力関係の上にどう日本が寄与していくかといふことにつきましては、日本の憲法上の制約からいたしまして当然なことではございますが、軍事力の面で寄与するといふことは考えられないところでありますので、わが国は従来総合安全保障といふことを申し上げまして、そしてその一環としての経済協力の推進に努める、開発途上国あるいは紛争周辺諸国の経済、社会不安を除去するための協力をする、そのことが総合安全保障の上に役立つのではないかと、いふような努力をしておるわけでございます。

要は、日本は、外交こそが日本の平和と安定だけでなく世界の平和と安定に寄与するものであつて、こういうことで各国との間で友好親善を深めていかなければなりませんし、また問題のある国とはそれなりの外交努力をして問題を解決していくといふこと、これが国際的に寄与する日本の役割りではないか、このように思ふわけでありま

す。

○山崎(拓)委員 外務大臣は、非軍事的な安全保障の面についてお触れになつたわけでございますが、軍事的な安全保障の見地から申し上げますと、このようなソ連の著しい軍事的な増強に対処いたしまして、これは自由主義陣営全体としていかなる対処をするかといふ点もございまして、またわが国は憲法上の制約もございまして、わが国の安全保障について自主的な防衛努力を今後一

層充実させていかなければいかぬという要請に迫られておる、かように私は考えておるのでござい

ます。

そこで、わが国の軍事的な安全保障を考えました場合に、ただいま申しました自主的な防衛努力といふことも当然のことでございますが、同時に、従来からの日米安保体制といふものを今後とも堅持してまいらなければならぬ、かように思ふのです。そういうことで、日米関係といふのは、わが国にとりましてきわめて重要な、いわゆるバ

イタルな国際関係である、かように考えるわけでありまして、その重要な日米関係が、今日貿易摩擦やあるいは防衛問題を通じて、さまざまな不安定要因、摩擦要因といふものが出てきておるわけでありまして。

北米局長、せっかくの御出席でございますので、今日の日米関係の状況についてどのように考えておられるのか、まず基本的な認識を聞きたいと思ひます。

○浅尾政府委員 お答えいたします。

日米関係につきましては基本的に良好であつて、両者の間で緊密な対話が開かれてい

て、アメリカに対して日本側のやっているいろいろな努力といふことを十分に認識してもらひ、かつ、わが方としてさらになすべきいろいろな点があるかと思ひますが、その点について努力を図っていく必要があるかと思ひます。

防衛の点について私の観点から申し上げます。昭和五十七年度の防衛予算については、アメリカ側としては、今回の防衛予算が総理以下政府あるいは与党の指導力によつて七・七五%といふことを達成したといふことで、それはそれなりの評価をしておりまして、アメリカ側から言わせれば、正しい方向への第一歩であるといふことを言つてお

ります。

ただこの問題は、今後とも、日本の防衛という観点からいへば日米安保体制の堅持という観点から、中長期的により一層アメリカ側との意見を交換しながら、さらに充実していく必要があるといふふうに考えております。

○山崎(拓)委員 日米関係の重要性については、これは日本側からの認識だけではなくて、アメリカ側だって、日米関係は非常に重要であるといふ認識は当然あると思ふのです。そういうことでありますが、アメリカも民主主義の国家であり、世論政治でありますから、アメリカ国民世論の中にいわゆる安保に代表されるような対日批判の世論が高まってくることは、これはアメリカの政治の方向を多少なりとも変えていく可能性をそこにはらんでおる、その点でわれわれ十分注視をしなければならぬと思ふのです。

そこで、ただいま御質問申し上げましたように、あるいは御答弁の中にありましたように、一方では貿易摩擦があり、一方ではわが国の防衛努力に對しますアメリカ議会における非常な批判というものも高まっております。であります、この貿易摩擦と防衛問題とがリンケージするということはこの事柄を一層複雑にし、解決を困難にするという要素があるので、このリンケージだけはきちんと断ち切っておかなければならぬ。これはわが国の外交にとって非常に重要なポイントであると私は思います。

そこで、いまお話がありましたように、財政再建という国内政治の最大の課題にわれわれは真剣に取り組んでおいて、いわゆる概算要求のときにゼロシーリングを設けて各分野の予算を極力抑えてきた。その中で防衛費につきましては、これは正確に申し上げなければなりません、エネルギー対策費の一三・二％、経済協力費の一〇・八％に次ぎまして第三位の突出をした、こういうことであります。社会保障費は二・八％で、この社会保障費の伸び率はいぶん抑えたが防衛費は四拾五入して七・八％も伸ばしたじゃないかというような批判があるが、類におきましては社会保障費の方が伸びている。そういうこともございませうけれども、いずれにいたしましても防衛費は、財政再建の中で懸命な努力で七・七五四％の伸び

率まで、厳しい財政の中でこれを捻出したというところであります。しかし、これはわが国の自主的な防衛力の増強をしなければならぬことから申しますと、私個人といたしましては、必ずしも十分な予算であると考えておりません。ただ、財政危機との絡みから申しますと、精いっぱい努力をしたという意見もこれは認め得るところがある、かように思うのです。

そこで、私が御質問申し上げたい点は、今日審議されております今回のわが国の防衛予算によって、貿易摩擦と防衛問題とのリンケージは一応この努力によって断ち切ることができたというふうな認識を持っていかがうかという点について、北米局長いかがでございますか。

○淺尾政府委員　いま山崎委員が御指摘になりますように、アメリカもアメリカとしての立場があつて、アメリカの声に当然耳を傾けるべきであるという御指摘、その点については私たちも認識を十分御一緒にしているわけでございます。

御質問の点の、五十七年度の防衛予算の結果、貿易と防衛摩擦のリンケージが断たれたのかどうかという御質問でございますが、アメリカの行政府の中には、本来この貿易と防衛の摩擦とは別個のものであるという認識がございます。他方、議會については、選挙区の実情も反映いたしまして、貿易と防衛の摩擦というものが一緒になつて日本

に對する批判というふうに出てきている、それも事実でございます。

そこで、五十七年度の予算ができた結果、まずアメリカの行政府は、日本が行つた今回の予算というものは正しい方向への第一歩であるというふうに評価をしております。議員の中にも、大河原大使が多くの議員に對して五十七年度の予算について説明をする過程の中で、行政府と同じような意向を表明した方もございます。しかし、ある議員の意見の中には、まだまだ不十分であるということ、やはり根底にはそれぞれの選挙区の実情を反映して、どうしても感情的な問題として貿易と防衛というものが絡まっているということは否定できないということが実情ではないかと思ひます。

○石井委員長　次回は、来る二十五日午前十時理事會、十時三十分から委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後零時八分散會

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律の一部を改正する法律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律（昭和二十七年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

○山崎（拓）委員　時間が参りましたので、終わります。

別表第一の一　大使館の表歐洲の項中「在アイルランド日本国大使館」を「在アイルランド日本国大使館」に改める。

別表第一の二　総領事館の表北米の項中「在アトランタ日本国総領事館」を「在アトランタ日本国総領事館」に改める。

別表第一の三　領事館の表北米の項を削る。

別表第二及び別表第三を次のように改める。

別表第二 在勤基本手当の基準額(第十條関係)
一 大使館

地 域	所 在 国	号 別														
		大 使 公 使 特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号			
アジア	インド	710,000	590,000	543,100	505,500	452,500	397,200	344,300	304,700	269,400	247,400	229,800	203,200	185,500	167,900	
	インドネシア	880,000	720,000	656,400	610,100	542,400	473,600	406,000	358,600	313,500	288,900	266,400	239,200	216,600	194,100	
	タイ	860,000	800,000	736,300	687,300	622,600	552,100	487,400	432,100	388,900	355,300	333,700	288,200	266,600	245,000	
	カンボディア	800,000	700,000	654,000	610,900	555,000	493,300	437,400	388,000	350,700	320,000	301,400	258,800	240,100	221,500	
	シンガポール	770,000	660,000	603,800	560,700	496,000	431,300	366,600	323,500	280,300	258,800	237,200	215,700	194,100	172,500	
	スリ・ランカ	640,000	590,000	543,100	505,500	452,500	397,200	344,300	304,700	269,400	247,400	229,800	203,200	185,500	167,900	
	タイ	770,000	630,000	574,000	533,600	474,800	414,800	356,000	314,500	275,300	253,700	234,100	209,800	190,100	170,500	
	大韓民国	820,000	630,000	576,400	535,200	473,500	411,700	349,900	308,800	267,600	247,000	226,400	205,900	185,300	164,700	
	中華人民共和国	830,000	650,000	597,900	556,400	497,600	436,400	377,600	334,100	294,900	271,000	251,400	222,800	203,100	183,500	
	ネパール	810,000	740,000	684,600	637,600	572,900	504,600	439,900	389,400	346,200	317,600	296,000	259,600	238,000	216,400	
	パキスタン	750,000	650,000	597,900	556,400	497,600	436,400	377,600	334,100	294,900	271,000	251,400	222,800	203,100	183,500	
	バングラデシュ	810,000	750,000	691,300	645,000	583,300	516,400	454,600	402,900	361,700	330,500	309,900	268,600	248,000	227,400	
	ビルマ	750,000	650,000	602,300	561,200	505,300	445,800	389,900	345,300	308,000	282,300	263,700	230,200	211,500	192,900	
	フィリピン	770,000	630,000	574,000	533,600	474,800	414,800	356,000	314,500	275,300	253,700	234,100	209,800	190,100	170,500	
	ブータン	770,000	740,000	684,600	637,600	572,900	504,600	439,900	389,400	346,200	317,600	296,000	259,600	238,000	216,400	
北米	アメリカ合衆国	860,000	620,000	568,500	529,300	450,900	392,100	333,300	294,100	254,900	235,300	215,700	196,100	176,400	156,800	
	カナダ	670,000	570,000	521,500	484,300	428,400	372,500	316,600	273,400	242,100	223,500	204,900	186,300	167,600	149,000	
	中南米	アルゼンチン	990,000	910,000	823,500	764,700	676,400	588,200	500,000	441,200	382,300	352,900	323,500	294,100	264,700	235,300
		ヴェネズエラ	980,000	850,000	768,500	713,600	631,200	548,900	466,600	411,700	356,800	329,300	301,900	274,500	247,000	219,600
	ウルグアイ	840,000	820,000	741,000	688,100	608,700	529,300	449,900	397,000	344,000	317,600	291,100	264,700	238,200	211,700	

地 域	所 在 国	号 別													
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
	エクアドル	640,000	620,000	570,500	531,000	475,100	416,800	360,900	319,400	282,100	259,200	240,600	213,000	194,300	175,700
	エル・サルヴァドル	650,000	630,000	576,400	535,200	473,500	411,700	349,900	308,800	267,600	247,000	226,400	205,900	185,300	164,700
	ガイアナ	670,000	650,000	597,900	556,400	497,600	436,400	377,600	334,100	294,900	271,000	251,400	222,800	203,100	183,500
	キューバ	800,000	780,000	718,700	670,500	605,800	536,000	471,300	417,600	374,400	342,300	320,700	278,400	256,800	235,200
	グアテマラ	650,000	630,000	574,000	533,600	474,800	414,800	356,000	314,500	275,300	253,700	234,100	209,800	190,100	170,500
	グレナダ	670,000	650,000	597,900	556,400	497,600	436,400	377,600	334,100	294,900	271,000	251,400	222,800	203,100	183,500
	コスタ・リカ	530,000	510,000	466,600	433,300	383,300	333,300	283,300	250,000	216,600	200,000	183,300	166,700	150,000	133,300
	コロンビア	730,000	710,000	652,800	607,400	542,700	475,600	410,900	363,500	320,300	294,500	272,900	242,400	220,800	199,200
	ジャマイカ	670,000	650,000	597,900	556,400	497,600	436,400	377,600	334,100	294,900	271,000	251,400	222,800	203,100	183,500
	スリナム	700,000	680,000	625,400	581,900	520,200	456,000	394,200	348,800	307,600	282,700	262,100	232,600	212,000	191,400
	セント・ヴィンセント セント・ルシア	670,000	650,000	597,900	556,400	497,600	436,400	377,600	334,100	294,900	271,000	251,400	222,800	203,100	183,500
	チリ	930,000	850,000	768,500	713,600	631,200	548,900	466,600	411,700	356,800	329,300	301,900	274,500	247,000	219,600
	ドミニカ ドミニカ共和国	670,000	650,000	597,900	556,400	497,600	436,400	377,600	334,100	294,900	271,000	251,400	222,800	203,100	183,500
	トリニダード・トバゴ	710,000	690,000	628,900	584,600	519,900	454,000	389,300	343,900	300,700	277,200	255,600	229,400	207,800	186,200
	ニカラグア	740,000	720,000	656,400	610,100	542,400	473,600	406,000	358,600	313,500	288,900	266,400	239,200	216,600	194,100
	ハイチ	610,000	590,000	543,100	505,500	452,500	397,200	344,300	304,700	269,400	247,400	229,800	203,200	186,500	167,900
	パナマ	580,000	570,000	519,200	482,700	429,700	375,600	322,700	285,100	249,800	230,100	212,500	190,200	172,500	154,900
	パハマ	670,000	650,000	597,900	556,400	497,600	436,400	377,600	334,100	294,900	271,000	251,400	222,800	203,100	183,500
	パラグアイ	790,000	720,000	656,400	610,100	542,400	473,600	406,000	358,600	313,500	288,900	266,400	239,200	216,600	194,100
	バルバドス	670,000	650,000	597,900	556,400	497,600	436,400	377,600	334,100	294,900	271,000	251,400	222,800	203,100	183,500
	ブラジル	690,000	600,000	546,600	508,200	452,300	395,200	339,300	299,800	262,500	241,900	223,300	200,000	181,300	162,700
	ペルー	630,000	570,000	521,500	484,300	428,400	372,500	316,600	279,400	242,100	223,500	204,900	186,300	167,600	149,000
	ボリヴェリア	840,000	780,000	718,700	670,500	605,800	536,000	471,300	417,600	374,400	342,300	320,700	278,400	256,800	235,200
	ホンデュラス	580,000	570,000	519,200	482,700	429,700	375,600	322,700	285,100	249,800	230,100	212,500	190,200	172,500	154,900
	メキシコ	730,000	630,000	574,000	533,600	474,800	414,800	356,000	314,500	275,300	253,700	234,100	209,800	190,100	170,500

地 域	所 在 国	号 別													
		大 使 公 使 特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号		
欧 州	アイスランド	690,000	660,000	603,800	560,700	496,000	431,300	366,600	323,500	280,300	258,800	237,200	215,700	194,100	172,500
	アイルランド	690,000	660,000	603,800	560,700	496,000	431,300	366,600	323,500	280,300	258,800	237,200	215,700	194,100	172,500
	アルバニア	830,000	810,000	739,500	688,600	618,000	543,800	473,200	418,800	371,700	341,100	317,600	279,200	255,600	232,100
	イタリヤ	740,000	630,000	576,400	535,200	473,500	411,700	349,900	308,800	267,600	247,000	226,400	205,900	185,300	164,700
	グアチカン	650,000	630,000	576,400	535,200	473,500	411,700	349,900	308,800	267,600	247,000	226,400	205,900	185,300	164,700
	オーストリア	880,000	750,000	686,100	637,100	563,600	490,100	416,600	367,600	318,600	294,100	269,600	245,100	220,500	196,000
	オランダ	790,000	720,000	658,700	611,700	541,100	470,500	399,900	352,900	305,800	282,300	258,800	235,300	211,700	188,200
	ギリシヤ	650,000	630,000	576,400	535,200	473,500	411,700	349,900	308,800	267,600	247,000	226,400	205,900	185,300	164,700
	サイプラス	660,000	630,000	576,400	535,200	473,500	411,700	349,900	308,800	267,600	247,000	226,400	205,900	185,300	164,700
	スイス	890,000	820,000	741,000	688,100	608,700	529,300	449,900	397,000	344,000	317,600	291,100	264,700	238,200	211,700
	スウェーデン	760,000	690,000	631,300	586,200	518,500	450,900	383,300	338,200	293,100	270,500	248,000	225,500	202,900	180,400
	スペイン	790,000	720,000	658,700	611,700	541,100	470,500	399,900	352,900	305,800	282,300	258,800	235,300	211,700	188,200
	ソヴィエト連邦	910,000	710,000	652,800	607,400	542,700	475,600	410,900	363,500	320,300	294,500	272,900	242,400	220,800	199,200
	チェコスロヴァキヤ	750,000	690,000	628,900	584,600	519,900	454,000	389,300	343,900	300,700	277,200	255,600	229,400	207,800	186,200
	デンマーク	790,000	720,000	658,700	611,700	541,100	470,500	399,900	352,900	305,800	282,300	258,800	235,300	211,700	188,200
	ドイツ民主共和国	880,000	750,000	686,100	637,100	563,600	490,100	416,600	367,600	318,600	294,100	269,600	245,100	220,500	196,000
	ドイツ連邦共和国	930,000	750,000	686,100	637,100	563,600	490,100	416,600	367,600	318,600	294,100	269,600	245,100	220,500	196,000
	ノルウェー	760,000	690,000	631,300	586,200	519,900	454,000	389,300	343,900	300,700	277,200	255,600	229,400	207,800	186,200
	ハンガリー	750,000	690,000	628,900	584,600	519,900	454,000	389,300	343,900	300,700	277,200	255,600	229,400	207,800	186,200
	フィンランド	720,000	690,000	631,300	586,200	518,500	450,900	383,300	338,200	293,100	270,500	248,000	225,500	202,900	180,400
	フランス	940,000	720,000	658,700	611,700	541,100	470,500	399,900	352,900	305,800	282,300	258,800	235,300	211,700	188,200
	ベルギー	750,000	690,000	628,900	584,600	519,900	454,000	389,300	343,900	300,700	277,200	255,600	229,400	207,800	186,200
	ポランド	880,000	750,000	686,100	637,100	563,600	490,100	416,600	367,600	318,600	294,100	269,600	245,100	220,500	196,000
	ポルトガル	750,000	690,000	628,900	584,600	519,900	454,000	389,300	343,900	300,700	277,200	255,600	229,400	207,800	186,200
	マルタ	690,000	630,000	576,400	535,200	473,500	411,700	349,900	308,800	267,600	247,000	226,400	205,900	185,300	164,700
	ユーゴスラヴィヤ	650,000	630,000	576,400	535,200	473,500	411,700	349,900	308,800	267,600	247,000	226,400	205,900	185,300	164,700
	ユーゴスラヴィヤ	790,000	720,000	658,700	611,700	541,100	470,500	399,900	352,900	305,800	282,300	258,800	235,300	211,700	188,200

地 域	所 在 国	号 別													
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
大洋州	ルーマニア	780,000	710,000	652,800	607,400	542,700	475,600	410,900	363,500	320,300	294,500	272,900	242,400	220,800	199,200
	ルクセンブルグ	750,000	720,000	658,700	611,700	541,100	470,500	399,900	352,900	305,800	282,300	258,800	235,300	211,700	188,200
	連合王国	1,050,000	820,000	741,000	688,100	608,700	529,300	449,900	397,000	344,000	317,600	291,100	264,700	238,200	211,700
	グアタマラ	730,000	710,000	652,800	607,400	542,700	475,600	410,900	363,500	320,300	294,500	272,900	242,400	220,800	199,200
	オーストラリア	770,000	660,000	603,800	560,700	496,000	431,300	366,600	323,500	280,300	258,800	237,200	215,700	194,100	172,500
	キリバス	800,000	780,000	718,700	670,500	605,800	536,000	471,300	417,600	374,400	342,300	320,700	278,400	256,800	235,200
	ソロモン	830,000	810,000	746,200	696,000	628,300	555,600	488,000	432,300	387,200	354,000	331,500	288,200	265,600	243,100
	トンガ	800,000	780,000	718,700	670,500	605,800	536,000	471,300	417,600	374,400	342,300	320,700	278,400	256,800	235,200
	ツバ	730,000	710,000	652,800	607,400	542,700	475,600	410,900	363,500	320,300	294,500	272,900	242,400	220,800	199,200
	ナウル	730,000	710,000	652,800	607,400	542,700	475,600	410,900	363,500	320,300	294,500	272,900	242,400	220,800	199,200
	西サモア	730,000	710,000	652,800	607,400	542,700	475,600	410,900	363,500	320,300	294,500	272,900	242,400	220,800	199,200
中近東	ニュー・ジージョ	790,000	720,000	658,700	611,700	541,100	470,500	399,900	352,900	305,800	282,300	258,800	235,300	211,700	188,200
	パプア・ニューギニア	830,000	810,000	746,200	696,000	628,300	555,600	488,000	432,300	387,200	354,000	331,500	288,200	265,600	243,100
	フィジー	770,000	740,000	680,300	632,900	565,200	495,200	427,600	378,200	333,100	306,200	283,700	252,200	229,600	207,100
	アフガニスタン	1,010,000	930,000	849,300	790,500	708,100	622,200	539,900	477,600	422,700	388,100	360,700	318,400	290,900	263,500
	アラブ首長国連邦	860,000	840,000	773,600	721,500	650,900	575,200	504,600	447,000	399,900	365,800	342,300	298,000	274,400	250,900

地 域	所 在 国	号 別													
		大 使 公 使 特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号		
アラビア	シリア	700,000	680,000	625,400	581,900	520,200	456,000	394,200	348,800	307,600	282,700	262,100	232,600	212,000	191,400
	トルコ	740,000	680,000	625,400	581,900	520,200	456,000	394,200	348,800	307,600	282,700	262,100	232,600	212,000	191,400
	バハレーン	830,000	810,000	746,200	696,000	628,300	555,600	488,000	432,300	387,200	354,000	331,500	288,200	265,600	243,100
	南イエメン	880,000	860,000	791,200	738,300	667,700	591,300	520,700	461,500	414,400	378,800	355,300	307,800	284,200	260,700
	レバノン	900,000	780,000	711,200	661,000	587,500	512,800	439,300	388,000	339,000	312,500	288,000	258,800	234,200	209,700
	アルジェリア	810,000	740,000	680,300	632,900	565,200	495,200	427,600	378,200	333,100	306,200	283,700	252,200	229,600	207,100
	ソマリア	1,020,000	990,000	910,800	848,900	763,600	673,200	587,900	520,500	463,600	424,600	396,200	347,000	318,500	290,100
	ウガンダ	730,000	710,000	657,200	612,100	550,400	485,000	423,200	374,700	333,500	305,800	285,200	249,800	229,200	208,600
	エジプト	830,000	720,000	656,400	610,100	542,400	473,600	406,000	358,600	313,500	288,900	266,400	239,200	216,600	194,100
	エチオピア	940,000	870,000	801,000	746,900	673,400	594,800	521,300	461,700	412,700	377,600	353,100	307,800	283,200	258,700
	ガーナ	1,070,000	1,040,000	956,000	891,300	803,000	709,000	620,800	549,800	490,900	449,400	420,000	366,600	337,200	307,800
カーボ・ヴェルデ	1,020,000	990,000	910,800	848,900	763,600	673,200	587,900	520,500	463,600	424,600	396,200	347,000	318,500	290,100	
ガボン	910,000	890,000	818,600	763,700	690,200	610,900	537,400	476,200	427,200	390,600	366,100	317,600	293,000	268,500	
上ヴォルタ	1,020,000	990,000	910,800	848,900	763,600	673,200	587,900	520,500	463,600	424,600	396,200	347,000	318,500	290,100	
カメルーン	1,020,000	990,000	910,800	848,900	763,600	673,200	587,900	520,500	463,600	424,600	396,200	347,000	318,500	290,100	
ガンビア	1,020,000	990,000	910,800	848,900	763,600	673,200	587,900	520,500	463,600	424,600	396,200	347,000	318,500	290,100	
ギニア	910,000	890,000	818,600	763,700	690,200	610,900	537,400	476,200	427,200	390,600	366,100	317,600	293,000	268,500	
ギニア・ビサウ	1,020,000	990,000	910,800	848,900	763,600	673,200	587,900	520,500	463,600	424,600	396,200	347,000	318,500	290,100	
ケニア	760,000	660,000	601,500	559,100	497,400	434,400	372,600	329,200	288,000	265,400	244,800	219,600	199,000	178,400	
コモロ	730,000	710,000	652,800	607,400	542,700	475,600	410,900	363,500	320,300	294,500	272,900	242,400	220,800	199,200	
コンゴ	1,020,000	990,000	910,800	848,900	763,600	673,200	587,900	520,500	463,600	424,600	396,200	347,000	318,500	290,100	
ザンザール	1,060,000	980,000	901,000	840,200	757,800	669,700	587,400	520,300	465,400	425,800	398,400	347,000	319,500	292,100	
サントメ・プリンシペ	1,020,000	990,000	910,800	848,900	763,600	673,200	587,900	520,500	463,600	424,600	396,200	347,000	318,500	290,100	
ザンビア	730,000	710,000	657,200	612,100	550,400	485,000	423,200	374,700	333,500	305,800	285,200	249,800	229,200	208,600	
シエラ・レオネ	1,020,000	990,000	910,800	848,900	763,600	673,200	587,900	520,500	463,600	424,600	396,200	347,000	318,500	290,100	

地 域	所 在 国	号 別													
		大 使 公 使 特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号		
	ジブチ	890,000	870,000	801,000	746,900	673,400	594,800	521,300	461,700	412,700	377,600	353,100	307,800	283,200	258,700
	ジンバブエ	680,000	660,000	601,500	559,100	497,400	434,400	372,600	329,200	288,000	265,400	244,800	219,600	199,000	178,400
	スーダン	880,000	860,000	791,200	738,300	667,700	591,300	520,700	461,500	414,400	378,800	355,300	307,800	284,200	260,700
	スロヴァン	730,000	710,000	652,800	607,400	542,700	475,600	410,900	363,500	320,300	294,500	272,900	242,400	220,800	199,200
	セイシエル	730,000	710,000	652,800	607,400	542,700	475,600	410,900	363,500	320,300	294,500	272,900	242,400	220,800	199,200
	赤道ギニア	1,020,000	990,000	910,800	848,900	763,600	673,200	587,900	520,500	463,600	424,600	396,200	347,000	318,500	290,100
	セネガル	780,000	710,000	652,800	607,400	542,700	475,600	410,900	363,500	320,300	294,500	272,900	242,400	220,800	199,200
	象牙海岸共和国	980,000	900,000	821,800	765,000	685,600	602,600	525,900	465,600	412,600	379,100	352,600	311,300	284,800	258,300
	ソマリア	890,000	870,000	801,000	746,900	673,400	594,800	521,300	461,700	412,700	377,600	353,100	307,800	283,200	258,700
	タンザニア	840,000	780,000	718,700	670,500	605,800	536,000	471,300	417,600	374,400	342,300	320,700	278,400	256,800	235,200
	チャード	1,020,000	990,000	910,800	848,900	763,600	673,200	587,900	520,500	463,600	424,600	396,200	347,000	318,500	290,100
	中央アフリカ	910,000	890,000	818,600	763,700	690,200	610,900	537,400	476,200	427,200	390,600	366,100	317,600	293,000	268,500
	チュニジア	650,000	630,000	574,000	533,600	474,800	414,800	356,000	314,500	275,300	253,700	234,100	209,800	190,100	170,500
	トーゴ	1,020,000	990,000	910,800	848,900	763,600	673,200	587,900	520,500	463,600	424,600	396,200	347,000	318,500	290,100
	ナイジェリア	1,130,000	990,000	910,800	848,900	763,600	673,200	587,900	520,500	463,600	424,600	396,200	347,000	318,500	290,100
	ニジェール	1,020,000	990,000	910,800	848,900	763,600	673,200	587,900	520,500	463,600	424,600	396,200	347,000	318,500	290,100
	ブルンディ	1,020,000	990,000	910,800	848,900	763,600	673,200	587,900	520,500	463,600	424,600	396,200	347,000	318,500	290,100
	ベナン	1,020,000	990,000	910,800	848,900	763,600	673,200	587,900	520,500	463,600	424,600	396,200	347,000	318,500	290,100
	ボツワナ	730,000	710,000	652,800	607,400	542,700	475,600	410,900	363,500	320,300	294,500	272,900	242,400	220,800	199,200
	マダガスカル	810,000	740,000	684,600	637,600	572,900	504,600	439,900	389,400	346,200	317,600	296,000	259,600	238,000	216,400
	マラウイ	730,000	710,000	657,200	612,100	550,400	485,000	423,200	374,700	333,500	305,800	285,200	249,800	229,200	208,600
	マリ	1,020,000	990,000	910,800	848,900	763,600	673,200	587,900	520,500	463,600	424,600	396,200	347,000	318,500	290,100
	南アフリカ共和国	760,000	690,000	631,300	586,200	518,500	450,900	383,300	338,200	293,100	270,500	248,000	225,500	202,900	180,400
	モーリシウス	730,000	710,000	652,800	607,400	542,700	475,600	410,900	363,500	320,300	294,500	272,900	242,400	220,800	199,200
	モーリタニア	1,020,000	990,000	910,800	848,900	763,600	673,200	587,900	520,500	463,600	424,600	396,200	347,000	318,500	290,100
	モザンビーク	730,000	710,000	657,200	612,100	550,400	485,000	423,200	374,700	333,500	305,800	285,200	249,800	229,200	208,600

地 域	所 在 国	号 別													
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
	モロツコ	650,000	630,000	574,000	533,600	474,800	414,800	356,000	314,500	275,300	253,700	234,100	209,800	190,100	170,500
	リビア	830,000	810,000	746,200	696,000	628,300	555,600	488,000	432,300	387,200	354,000	331,500	288,200	265,600	243,100
	リベリア	880,000	860,000	791,200	738,300	667,700	591,300	520,700	461,500	414,400	378,800	355,300	307,800	284,200	260,700
	ルワンダ	1,020,000	990,000	910,800	848,900	763,600	673,200	587,900	520,500	463,600	424,600	396,200	347,000	318,500	290,100
	セント レツト	730,000	710,000	652,800	607,400	542,700	475,600	410,900	363,500	320,300	294,500	272,900	242,400	220,800	199,200

二 総領事館

地 域	所 在 地	号 別											
		総 領 事	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
アジア	カルカタ	570,000	505,500	452,500	397,200	344,300	304,700	269,400	247,400	229,800	203,200	185,500	167,900
	ボンベイ	570,000	505,500	452,500	397,200	344,300	304,700	269,400	247,400	229,800	203,200	185,500	167,900
	マドラス	560,000	505,500	452,500	397,200	344,300	304,700	269,400	247,400	229,800	203,200	185,500	167,900
	ラジニ・バンダン	730,000	663,100	595,400	524,200	456,600	404,100	359,000	329,300	306,800	269,400	246,800	224,300
	ジャカルタ	670,000	610,100	542,400	473,600	406,000	358,600	313,500	288,900	266,400	239,200	216,600	194,100
	スラバヤ	670,000	610,100	542,400	473,600	406,000	358,600	313,500	288,900	266,400	239,200	216,600	194,100
	メダン	700,000	610,100	542,400	473,600	406,000	358,600	313,500	288,900	266,400	239,200	216,600	194,100
	バンコック	590,000	533,600	474,800	414,800	356,000	314,500	275,300	253,700	234,100	209,800	190,100	170,500
	釜山	610,000	535,200	473,500	411,700	349,900	308,800	267,600	247,000	226,400	205,900	185,300	164,700
	広州	610,000	556,400	497,600	436,400	377,600	334,100	294,900	271,000	251,400	222,800	203,100	183,500
	上海	610,000	556,400	497,600	436,400	377,600	334,100	294,900	271,000	251,400	222,800	203,100	183,500
	カラチ	600,000	531,000	475,100	416,800	360,900	319,400	282,100	259,200	240,600	213,000	194,300	175,700
	マニラ	590,000	533,600	474,800	414,800	356,000	314,500	275,300	253,700	234,100	209,800	190,100	170,500
ベナン	620,000	559,100	497,400	434,400	372,600	329,200	288,000	265,400	244,800	219,600	199,000	178,400	
香港	630,000	535,200	473,500	411,700	349,900	308,800	267,600	247,000	226,400	205,900	185,300	164,700	

地 域	所 在 地	号										別	
		総 領 事	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		10 号
北米	アガナ	650,000	586,200	518,500	450,900	383,300	338,200	293,100	270,500	248,000	225,500	202,900	180,400
	アトランタ	560,000	509,700	450,900	392,100	333,300	294,100	254,900	235,300	215,700	196,100	176,400	156,800
	アソカレツジ	650,000	586,200	518,500	450,900	383,300	338,200	293,100	270,500	248,000	225,500	202,900	180,400
	カンザス・シテイ	560,000	509,700	450,900	392,100	333,300	294,100	254,900	235,300	215,700	196,100	176,400	156,800
	サン・フランシスコ	580,000	509,700	450,900	392,100	333,300	294,100	254,900	235,300	215,700	196,100	176,400	156,800
	シアトル	580,000	509,700	450,900	392,100	333,300	294,100	254,900	235,300	215,700	196,100	176,400	156,800
	シカゴ	580,000	509,700	450,900	392,100	333,300	294,100	254,900	235,300	215,700	196,100	176,400	156,800
	ニュー・オルリンズ	560,000	509,700	450,900	392,100	333,300	294,100	254,900	235,300	215,700	196,100	176,400	156,800
	ニュー・ヨーク	730,000	560,700	496,000	431,300	366,600	323,500	280,300	258,800	237,200	215,700	194,100	172,500
	ヒューストン	580,000	509,700	450,900	392,100	333,300	294,100	254,900	235,300	215,700	196,100	176,400	156,800
	ボートランド	560,000	509,700	450,900	392,100	333,300	294,100	254,900	235,300	215,700	196,100	176,400	156,800
	ボストン	620,000	560,700	496,000	431,300	366,600	323,500	280,300	258,800	237,200	215,700	194,100	172,500
	ホノルル	640,000	560,700	496,000	431,300	366,600	323,500	280,300	258,800	237,200	215,700	194,100	172,500
	ロス・アンジェルズ	580,000	509,700	450,900	392,100	333,300	294,100	254,900	235,300	215,700	196,100	176,400	156,800
中南米	グアテマラ	550,000	484,300	428,400	372,500	316,600	279,400	242,100	223,500	204,900	186,300	167,600	149,000
	ハイニペング	540,000	484,300	428,400	372,500	316,600	279,400	242,100	223,500	204,900	186,300	167,600	149,000
	エルモントン	540,000	484,300	428,400	372,500	316,600	279,400	242,100	223,500	204,900	186,300	167,600	149,000
	トロント	550,000	484,300	428,400	372,500	316,600	279,400	242,100	223,500	204,900	186,300	167,600	149,000
	モントリオール	550,000	484,300	428,400	372,500	316,600	279,400	242,100	223,500	204,900	186,300	167,600	149,000
	クリチバ	540,000	484,300	428,400	372,500	316,600	279,400	242,100	223,500	204,900	186,300	167,600	149,000
	サン・パウロ	550,000	484,300	428,400	372,500	316,600	279,400	242,100	223,500	204,900	186,300	167,600	149,000
	ベレーン	580,000	531,000	475,100	416,800	360,900	319,400	282,100	259,200	240,600	213,000	194,300	175,700
	ボルト・アレグレ	540,000	484,300	428,400	372,500	316,600	279,400	242,100	223,500	204,900	186,300	167,600	149,000
	マナオス	620,000	561,200	505,300	445,800	389,900	345,300	308,000	282,300	263,700	230,200	211,500	192,900
リオ・デ・ジャネイロ	550,000	484,300	428,400	372,500	316,600	279,400	242,100	223,500	204,900	186,300	167,600	149,000	
レシフェ	560,000	508,200	452,300	395,200	339,300	299,800	262,500	241,900	223,300	200,000	181,300	162,700	

地 域	所 在 地	号 別											
		総 領 事	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
欧州	リマ	540,000	484,300	428,400	372,500	316,600	279,400	242,100	223,500	204,900	186,300	167,600	149,000
	ミラノ	590,000	535,200	473,500	411,700	349,900	308,800	267,600	247,000	226,400	205,900	185,300	164,700
	ジュネーヴ	760,000	688,100	608,700	529,300	449,900	397,000	344,000	317,600	291,100	264,700	238,200	211,700
	ラス・パルマス	650,000	586,200	518,500	450,900	383,300	338,200	293,100	270,500	248,000	225,500	202,900	180,400
	ナホトカ	790,000	696,000	628,300	555,600	488,000	432,300	387,200	354,000	331,500	288,200	265,600	243,100
	ハバロフスク	730,000	663,100	595,400	524,200	456,600	404,100	359,000	329,300	306,800	269,400	246,800	224,300
	レニングラード	670,000	607,400	542,700	475,600	410,900	363,500	320,300	294,500	272,900	242,400	220,800	199,200
	デュッセルドルフ	710,000	637,100	563,600	490,100	416,600	367,600	318,600	294,100	269,600	245,100	220,500	196,000
	ハンブルグ	730,000	637,100	563,600	490,100	416,600	367,600	318,600	294,100	269,600	245,100	220,500	196,000
	フランクフルト	710,000	637,100	563,600	490,100	416,600	367,600	318,600	294,100	269,600	245,100	220,500	196,000
	ベルリン	730,000	637,100	563,600	490,100	416,600	367,600	318,600	294,100	269,600	245,100	220,500	196,000
大洋州	ボン	710,000	637,100	563,600	490,100	416,600	367,600	318,600	294,100	269,600	245,100	220,500	196,000
	ミュンヘン	710,000	637,100	563,600	490,100	416,600	367,600	318,600	294,100	269,600	245,100	220,500	196,000
	パリ	680,000	611,700	541,100	470,500	399,900	352,900	305,800	282,300	258,800	235,300	211,700	188,200
	マルセイユ	680,000	611,700	541,100	470,500	399,900	352,900	305,800	282,300	258,800	235,300	211,700	188,200
	ロンドン	760,000	688,100	608,700	529,300	449,900	397,000	344,000	317,600	291,100	264,700	238,200	211,700
	シドニー	640,000	560,700	496,000	431,300	366,600	323,500	280,300	258,800	237,200	215,700	194,100	172,500
	パース	620,000	560,700	496,000	431,300	366,600	323,500	280,300	258,800	237,200	215,700	194,100	172,500
	ブリスベン	620,000	560,700	496,000	431,300	366,600	323,500	280,300	258,800	237,200	215,700	194,100	172,500
	メルボルン	640,000	560,700	496,000	431,300	366,600	323,500	280,300	258,800	237,200	215,700	194,100	172,500
	オークランド	680,000	611,700	541,100	470,500	399,900	352,900	305,800	282,300	258,800	235,300	211,700	188,200
	ポート・モレスビー	760,000	696,000	628,300	555,600	488,000	432,300	387,200	354,000	331,500	288,200	265,600	243,100
中近東	ホラムシハル	870,000	789,200	712,800	630,500	554,000	490,900	439,900	402,300	376,800	327,400	301,900	276,400
	イスラエラル	620,000	560,700	496,000	431,300	366,600	323,500	280,300	258,800	237,200	215,700	194,100	172,500
アフリカ	プレトリア	650,000	586,200	518,500	450,900	383,300	338,200	293,100	270,500	248,000	225,500	202,900	180,400

叩

四 政府代表部

卮

別表第三 研修員手当(第二十条の二関係)

第一類第一号 内閣委員会議録第二号 昭和五十七年二月二十三日

附則

この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在アルバニア日本国大使館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

理由

在外公館として在アルバニア日本国大使館等を新設し、これらの在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めるとともに、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

労働省設置法の一部を改正する法律案

労働省設置法の一部を改正する法律

労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「失業対策部」を「高齢者対策部」に改める。

第十条第一項中「左の」を「次の」に改め、第三号の四を第三号の五とし、第三号の三を第三号の四とし、第三号の二を第三号の三とし、第三号の次に次の一号を加える。

三の二 一定年の引上げ等による雇用の延長の促進その他高齢者の職業の安定に関すること。

第十条第二項中「失業対策部は、前項第四号から第四号の三までに掲げる事務並びに同項第八号に掲げる事務のうち、高齢者対策部は、前項第三号の二から第三号の四まで及び第四号から第四号の三までに掲げる事務並びに同項第八号に掲げる事務のうち雇用対策法(第六章(身体障害者に係る部分を除く。))の規定に限る。」に改め、「(第十二条の規定に限る。)」を削る。

附則

この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

る。

理由

高齢者の雇用の現状にかんがみ、高齢者対策を総合的に推進するため、労働省職業安定局に高齢者対策部を設置することとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地域改善対策特別措置法案

地域改善対策特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域(以下「対象地域」という。)について生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進等に関する政令で定める事業(以下「地域改善対策事業」という。)の円滑な実施を図るために必要な特別の措置を講ずることにより、対象地域における経済力の増進、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的とする。

第二条 国及び地方公共団体は、前条の目的を達成するため、協力して、地域改善対策事業を迅速かつ総合的に推進するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域改善対策事業を実施するに当たっては、対象地域とその周辺地域との一体性の確保を図り、公正な運営に努めなければならない。

3 国民は、地域改善対策事業の本旨を理解し、相互に基本的人権を尊重するとともに、地域改善対策事業の円滑な実施に協力するように努めなければならない。

(特別の助成)

第三条 地域改善対策事業でこれに要する経費に

ついて国が負担し、又は補助するものに対するその負担又は補助については、政令で特別の定めをする場合を除き、予算の範囲内で、三分の二の割合をもつて算定するものとする。

2 前項の場合において、法律の規定で国の負担又は補助の割合として三分の二を下る割合を定めているもののうち政令で定めるものについては、政令でこれを三分の二とするものとする。

(地方債)

第四条 地域改善対策事業につき地方公共団体が必要とする経費については、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五条第一項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることが出来る。

2 地域改善対策事業につき地方公共団体が必要とする経費の財源に充てため起した地方債は、資金事情の許す限り、国が資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつてその全額を引き受けるものとする。

(元利償還金の基準財政需要額への算入)

第五条 地域改善対策事業につき地方公共団体が必要とする経費の財源に充てため起した地方債で自治大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二十一号)の定めるところにより、当該地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

附則

1 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

2 この法律は、昭和六十二年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、昭和六十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十二年以降の年度に繰り越されたものにより実施される地域改善対策事業については

は第三条から第五条までの規定、昭和六十一年度以前の年度に地域改善対策事業の財源に充てため発行を許可された地方債については第五条の規定及び附則第四項の規定は、なおその効力を有する。

(経過措置)

3 昭和五十六年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和五十七年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和五十六年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和五十七年度以降の年度に繰り越されたものにより実施される旧同和对策事業特別措置法(昭和四十四年法律第六十号。以下「旧法」という。)第二条に規定する同和对策事業については、旧法第七条、第九条及び第十条の規定は、なおその効力を有する。

4 昭和五十六年度以前の年度に同和对策事業費の財源に充てため発行を許可された地方債については、旧法第十条の規定は、なおその効力を有する。

(地方交付税法の一部改正)

5 地方交付税法の一部を次のように改正する。附則第九条第一項の表中「同和对策事業償還費」を「地域改善対策事業償還費」に、「同和对策事業費」を「地域改善対策事業費又は同和对策事業費」に改め、同条第二項の表中「同和对策事業費」を「地域改善対策事業費又は同和对策事業費」に、「同和对策事業特別措置法」を「地域改善対策特別措置法(昭和五十七年法律第号)第五条又は旧同和对策事業特別措置法」に改める。

6 前項の規定による改正後の地方交付税法附則第九条の規定は、昭和五十七年度分の地方交付税から適用する。

(総理府設置法の一部改正)

7 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表同和对策協議会の項を次のように改める。

地域改善対策協議会

地域改善対策特別措置法(昭和五十七年法律第 号)第一条に規定する対象地域の地域改善対策として推進すべき施策で関係行政機関相互の緊密な連絡を要するものに関する基本的事項を調査審議すること。

附則第四項を次のように改める。

4 第十五条第一項の表に掲げる附属機関のうち、地域改善対策協議会は、昭和六十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

理由

歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に資するため、当該地域について行われる地域改善対策事業の円滑な実施を図るために必要な特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

内閣委員会議録第一号中正誤

ベシ 段行 誤 正

五 四 九 いただきたい いただいた
二 六 末 職員給与 職員の給与

昭和五十七年三月一日印刷

昭和五十七年三月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局